

# 後宮職員令の妃・夫人・嬪条の出自規定と皇后

鈴 木 織 恵

はじめに

日本古代において「皇后」は、君主である「天皇」の正妻の称号である。天武皇后の鸕野讚良皇女（天智天皇女、のちの持統天皇）の時に採用され、持統三年（六八九）に頒布された飛鳥浄御原令から法制化されたが、それ以前は「大王」号と対をなす「大后」を称したと考えられている<sup>①②</sup>。

七〇一年の大宝律令によって、天皇の複数の妻はその出自によって「皇后」「妃」「夫人」「嬪」に序列化されたと考えられるが、皇后号採用以前は大王の複数の妻であるキサキは「后」のうち最上位の妻を「大后」と称したらしく「后」の称は出自によって差別化されていなかった<sup>④</sup>。また大王の母も「大后」を称しており、天皇の妻や母の称が「皇后」「皇太后」「太皇太后」等の称に分けられるのも大宝令以降である<sup>⑤</sup>。

通説では、皇后は①天皇（大王）の妻「キサキ」の最上位者である「オオキサキ」を『古事記』では「大后」、『日本書記』では中国の制に倣って「皇后」と表記し<sup>⑥</sup>、②大宝律令制定以降、後宮職員令の規定から、天皇のキサキは皇后・妃・夫人・嬪に序列化され、皇后は内親王より選出するのを原則とする、としている。皇后の出自を内親王とする根拠には、

③律令に皇后の出自規定はないが、④『日本書紀』では仁徳天皇から天武天皇に至る歴代皇后がいずれも皇女であるこ

と、⑤後宮職員令妃条では妃の出自を「右四品以上」とすること、⑥「四品」は親王・内親王のみに与えられる位階<sup>(8)</sup>であることから、令文では妃の上位である皇后の出自を内親王に想定していることが岸俊男氏によって指摘<sup>(9)</sup>されている。

「皇后」は中国の制に倣って採用された天皇の正妻の称号であるが、中国には同姓不婚の原則<sup>(10)</sup>があり、中国律令では皇后の出自に皇帝の娘である「公主」を想定する条文はない。日本で加えられた規定だと考えられるが、この点について岸俊男氏は「仁徳皇后の葛城襲津彦女の磐之媛命と武烈皇后の出自未詳の春日娘子以外、皇后はすべて天皇の皇女または皇族たる王の女に限られている」と指摘し、「皇后・妃が豪族出身の夫人以下と区別されて皇族に限られていることの淵源はふかい<sup>(11)</sup>」と結論づけており、日本では律令制定以前より王権内部で婚姻が行われていたことを指摘している。この「伝統」が後宮職員令妃条の「四品以上<sup>(12)</sup>」の規定に反映され、皇后は内親王より選出することを規定したとするが、令制後初の皇后は藤原安宿媛(光明皇后)で、奈良時代以降は藤原氏出身の皇后が目立ち、皇后の出自は、必ずしも内親王に限定されなかった。

そこで本論では、皇后の出自規定について、『古事記』の「大后」と、『日本書紀』の皇女立后を比較して、皇后の出自に内親王を想定する後宮職員令妃・夫人・嬪条の成立過程について先行研究を再検討することを課題としたい。

### 第一節 光明子の立后宣命における仁徳皇后の磐之媛

#### 光明子の立后宣命

大宝律令の制定後、初めて皇后となったのは、聖武天皇の夫人の地位にあった藤原光明子である。光明子は通称で、諱を安宿媛といい、「藤三娘<sup>(13)</sup>」の自著が残されている。光明子の父は藤原不比等、母は県犬養橘三千代で、大宝元年(七〇一)に誕生し、和銅七年(七二四)に立太子した首皇子(聖武)に入侍、長屋王の変後の天平元年(七二九)八月に立后

した。

立后は天平元年八月十日に「戊辰。詔立<sup>14</sup>正三位藤原夫人<sup>15</sup>為<sup>16</sup>皇后。」とあり、立后の宣命が出るのは二四日になってからである。<sup>15</sup>この宣命では聖武天皇が「藤原夫人」である光明子を立后させた理由が述べられているが、ここで、仁徳皇  
后となった葛城襲津彦女の磐之媛を例に挙げ、光明子の立后が初例ではないこと協調している。<sup>16</sup>

藤原氏出身の光明子が立后したことについては、直前の二月には長屋王の変で、長屋王と妃の吉備内親王、子の膳夫王、桑田王、葛木王、鉤取王が自殺に追い込まれていること<sup>17</sup>から、岸俊男氏は長屋王の変後の光明立后を「藤原四子による光明子の即位をも視野にいれた立后であった」と意義<sup>18</sup>つけて、長屋王の変を藤原四子の陰謀としている。これに対し、新川登亀男氏は、聖武の立后宣命で「伊波乃比売命皇后」と仁徳皇后の磐之媛の先例を挙げて光明子立后が初例でないことを強調する点に着目し、遣唐使帰国後に首皇太子（のちの聖武天皇）の東宮侍講となった山上憶良が編纂したとされる『類聚歌林』に磐之媛の詠歌があることから、聖武は入内直後より光明子の立后を視野に入れていたことを指摘する。<sup>20</sup>このことは当初より内親王から皇后を選出する規定が運用されなかったことを示すことになる。

### 『古事記』における皇后の出自

この点について、改めて『古事記』『日本書紀』における皇后の出自を確認しよう。

はじめに、で述べたように、皇后は『古事記』では「太后」、『日本書紀』では中国の制に倣って「皇后」と表記されており、『日本書紀』ではほぼ全ての天皇が皇后を立てている。しかし『古事記』のなかで「太后」と表記されるキサキは六例、「皇后」は三例のみで、『日本書紀』における「皇后」が全て、『古事記』で「太后」と表記されている訳ではない。『古事記』の「太后」と「皇后」の例は以下のとおりである。

(1) 垂仁記「太后比婆須比売命」 ※紀では「日葉酢媛命」

- (2) 仲哀記「大后息長帯日売命」 ※紀では「氣長足姫尊」（いわゆる神功皇后）  
 「凡帶中津日子天皇（仲哀）之御年、伍拾貳歲。〈壬戌年六月十一日崩也。〉御陵在河内惠賀之長江也。〈皇后（息長帯日売）御年一百歲崩。葬于狹城楯列陵也。〉」
- (3) 仁徳記「石之日売命（大后）」 ※紀では「磐之媛」
- (4) 安康記「天皇大怒、殺大日下王<sup>二</sup>而、取<sup>三</sup>持<sup>一</sup>來其王之嫡妻、長田大郎女、為<sup>レ</sup>皇后。〈中略〉於<sup>レ</sup>是其大后先子、目弱王、是年七歲、是王當于其時而、遊<sup>三</sup>其殿下<sup>二</sup>。』 ※紀では「中蒂姫命」
- (5) 雄略記「天皇、娶大日下王之妹、若日下部王<sup>二</sup>（无子）。初大后坐<sup>三</sup>日下之時<sup>一</sup>」  
 ※紀では「香幡梭姫皇女」
- (6) 清寧記「此天皇、無皇后」
- (7) 繼體記「手白髮命（是大后也。）」 ※紀では「手白髮皇女」
- このうち、皇女は（4）長田大郎女（履中皇女）、（5）若日下部王（仁徳皇女）、（7）手白髮命（仁賢皇女）の三人、王女は（1）比婆須比売命（丹波道主王命女、三世王）、（2）息長帯日売命（息長宿禰王女、五世王）の二人、氏族出身のキサキのうち「大后（皇后）」を冠する皇女は三例、王女は二例のみであり、ここから岸俊男氏の指摘するように、磐之媛と春日娘子の二例を除き「皇后はすべて天皇の皇女または皇族たる王の女に限られている」と結論づけるのは早計ではないだろうか。ここから『古事記』編纂段階では、伝承上の「大王」に「天皇」を追号する作業は終了していたものの、伝承上の大王のキサキに「皇后」を追号する作業は終了していなかったのではないか、という疑問が浮かぶ。

『古事記』と『日本書紀』の成立年代

この疑問に対し、『古事記』の成立年代は偽書説も含めて、序文の「和銅五年正月二八日」が本文の成立を保証しないという指摘から、『日本書紀』に先行して成立したことを疑う見解が古くから根強くある。

先行研究では、三浦祐之氏は『古事記』序文は上表文の形式であることから後世の加筆とし、①上代特殊仮名遣いにおける「も」の甲・乙二種の書き分け、②后妃本人が氏族の「祖」となる記事や「母―女」系譜をもつ記事が、『日本書紀』では男系系譜に書き換えられていることから、本文は七世紀後半頃のものだとしている。一方、矢島泉氏は、③古事記偽書説の根拠に挙げられる平安初期まで『古事記』が『続日本紀』などの他の史料に現れない点について、その成立について外部資料による保障をもたないのは『古事記』だけではなく、『出雲国風土記』や『万葉集』も同様であること、④内容が七世紀末の時代性を示す一方、序文の内容が天武朝における帝紀・旧辞の撰録を示す事実と合致することを指摘し、⑤『古事記』は、草壁皇子の皇位継承を保障する予定であった帝紀・旧辞の撰録が、その急死によって役割を失っていたもので、皇太子首皇子（聖武天皇）の即位を保障する目的で、元明天皇より和銅四年に編纂命令が下り、それが五年に完成したものとし、⑥和銅四年の段階で完成の用途がつかない『日本書紀』にかわって、「さしあたって撰進させた史書」との青木和夫氏の説を支持し、⑧それによって『日本書紀』成立以降は、その地位を低下させたと指摘している。

また筆者も⑨『続日本紀』は「太安麻呂」とあるが、一九七九年発見の墓碑には、序文と同様に「太安万呂」であることから、序は九世紀前半説の加筆ではないと考える。以上から『古事記』の成立年代は、序文と本文の同時成立と考え、和銅五年（七二二）の成立とする。以上の点から『古事記』成立段階では、歴代皇后の追号作業が終了しておらず、歴代天皇のキサキに「皇后」が追号されたのは『日本書紀』が元正天皇に奏上された七二〇年であった可能性を指摘したい。

首皇子（聖武天皇）と光明子の婚姻の時期を示す史料はないが、首皇子（聖武天皇）立太子後の婚姻である可能性が高い。<sup>(24)</sup>『日本書紀』成立以前に、聖武天皇が藤原光明子と婚姻していたのであれば、婚姻当初は、皇女（内親王）を皇后と

## 第二節 『日本書紀』の皇女立后と「大后」堅塩媛

### 先行研究の整理

次いで、ヤマト王権が、皇女（令制下では内親王）を「皇后」とする「伝統」について検討する。まずは、皇后が皇女や女王など、天皇（大王）に連なる系譜の出自をもつことが求められる理由について、先行研究をまとめると、

(一) 亡くなった前大王の霊を次代の王に付与することが大後の役割で、このため大後は、大王家の血統にもっとも近い王族の出身で、新しい大王の母であった。<sup>(25)</sup>

(二) 「イイトヨノ郎女」（＝飯豊）のように、皇統が絶えようとする時に「妹」の霊力が危機を救う。<sup>(26)</sup>

(三) 継体の即位は、手白香（前大王女）との婚姻によるもので、天皇は皇女王を妻にして、初めて皇位の安定を保障される。<sup>(27)</sup>

(四) 記紀に描かれる仁徳皇后の磐之媛の嫉妬は、氏族出身のキサキの不安定さを示す。<sup>(28)</sup>と指摘されている。

記・紀に登場する仁徳皇后の磐之媛は、仁徳天皇が応神皇女である八田皇女（記では八田若郎女）をキサキに迎えること、それに嫉妬して別居する女性として描かれるが、この点が先行研究では、皇女より身分の低い氏族出身の「皇后」との婚姻の不安定さだと指摘され、従来、大王は「霊力のある皇女」との婚姻によって位を安定させると結論づけられている。

皇女や女王との婚姻は、血縁や霊力によって前天皇（大王）と現天皇との関係を「つなぐ」ものと意義づけられている。

る。女帝中継論とも共通する見方で、皇后となった皇女が皇統の危機の時に即位すると意義づける研究と同じ見解をもつものであるが、この指摘は、ヒメ・ヒコ制の「女Ⅱ聖Ⅱ祭祀」「男Ⅱ世Ⅱ政治」にあてはめた、旧来の理解であるとの批判がある<sup>(30)</sup>。

この点について、皇女が皇后となる背景には、父母とも天皇（大王）系譜に連なる血統をもつことが皇位継承で重要視される双系制社会であることが指摘されており、皇后の出自には母の系譜が重要視されていたという指摘は、皇女が皇后となる納得のいく理由である。

#### 『日本書紀』の皇女立后と後宮職員令の妃・夫人・嬪条

しかし『日本書紀』では、仁徳皇后の磐之媛没後に応神天皇女の八田皇女が立后<sup>(32)</sup>、敏達皇后の広姫（息長真手王女）没後に欽明天皇女の額田部皇女（推古天皇）が立后<sup>(33)</sup>するが、『古事記』では磐之媛（記では石之日売）の崩御記事ならびに八田皇女（記では八田若郎女）の立后<sup>(34)</sup>記事はなく、広姫（記では比呂比売）は額田部皇女（記では豊御食炊屋比売）の次位にあり太后と称されてはいない<sup>(35)</sup>。

一方、記紀編纂以前に制作された天寿国繡帳の銘文<sup>(36)</sup>には、「太后」「后」「母王」の書き分けがあり、キサキの序列が確認できるが、『日本書紀』の堅塩媛と考えられる同銘の「吉多斯比弥乃弥已等、為太后」は、『日本書紀』では「皇太后<sup>(37)</sup>」である。「吉多斯比弥乃弥」は、ヒメを「比弥」と表記するように古い字音仮名での表記がみられ、記紀編纂以前に「太后」と伝承されていた人物だと考えられるが、この堅塩媛の例から「太后」の伝承のある人物が全て『日本書紀』で「皇后」と称されたわけではないことがわかる。

さらに、用明皇后で厩戸皇子（聖徳太子）母である「間人孔部王（紀では穴穂部間人皇女）」（父は欽明、母は蘇我稻目女の小姉君）は「上宮記」逸文に、「多米王（父ハ用明 母ハ蘇我女也）父天皇崩後、娶庶母間人孔部王生兒、佐富女王、

一也<sup>(38)</sup>とあり、用明の死後に、用明と蘇我稲目女の石寸名の子である多米王（紀では田目皇子）との間に佐富女王をもうけたことがみえるが、こうした記事は『日本書紀』には「一書」にさえ採録されていない。

また『古事記』には、神武「適后」の伊須気余理比売<sup>(39)</sup>（紀では皇后の媛蹈鞰五十鈴媛）や、安康太后の長田大郎女<sup>(40)</sup>（紀では皇后の中蒂姫命）のように、皇后が天皇以外の皇親と婚姻している記事が散見されることから、太后の再婚も伝承されていたことを示すが、太后（皇后）の再婚がネガティブに描かれている。以上から、キサキの伝承は取捨選択されていることがうかがえる。

このことから記紀の編纂によって、天皇以外と婚姻関係を持たず皇位継承に有力な皇子の母となることを理想とする皇后像がこの時期に形成されたと考えられる。

また『日本書紀』では、皇女を皇后に定め、皇后の所生子を皇太子することが、安定的に皇位を継承するものであることを物語っており、皇女を皇后とするケースが多いことから、先学では令制以前より皇后は皇女より選出される「伝統」があり、これが後宮職員条妃・夫人・嬪条に反映されたと考えられてきたが、『古事記』編纂段階では、歴代皇后が定められておらず、『日本書紀』の成立によって、皇女（内親王）を皇后とする潤色を加えられたと仮定するならば、後宮職員条妃・夫人・嬪条は令制以前の「伝統」が法制化されたものとは評価できない。堅塩媛のように「太后」の伝承をもつキサキのうち、『日本書紀』では「皇后」に追号されなかった氏族出身の「太后」もいた可能性があるからである。

### 第三節 鷗野讚良皇女の立后と持統天皇の諡号

#### 吉野の盟約

はじめにでも触れたように、「皇后」の称号は天武皇后の鷗野讚良皇女（天智天皇女、のちの持統天皇）と考えられて



いる。『日本書紀』において鷗野讚良は、天武天皇即位前紀の後妃と皇子女の記載では一番目に名が挙げられるキサキである。

『日本書紀』天武天皇二年二月癸未条には「二月丁巳朔癸未。天皇命<sup>二</sup>有司<sup>一</sup>。設<sup>二</sup>壇場<sup>一</sup>。即<sup>二</sup>帝位於飛鳥浮御原宮<sup>一</sup>。立<sup>二</sup>正妃<sup>一</sup>爲<sup>二</sup>皇后<sup>一</sup>。皇后生<sup>二</sup>草壁皇子尊<sup>一</sup>。先納<sup>二</sup>皇后姉大田皇女<sup>一</sup>爲<sup>レ</sup>妃。生<sup>二</sup>大來皇女与<sup>二</sup>大津皇子<sup>一</sup>。(中略)次納胸形君德善女尼子娘。生<sup>二</sup>高市皇子命<sup>一</sup>。(後略)」<sup>(41)</sup>とあり、一番目に皇后の鷗野讚良皇女(草壁母)、二番目に大田皇女(大來・大津母)が記載され、九番目に胸形君德善女尼子娘(高市母)が記載されている。キサキの掲載順は出自の尊卑で、所生子も母の尊卑により序列化される決まりであったことがうかがえる。

鷗野讚良は『日本書紀』では、天武即位翌年に立后したと記されるが、寺西貞弘氏は、天武八年(六七九)正月に出された「其諸王者。雖<sup>レ</sup>母非<sup>二</sup>王姓<sup>一</sup>者莫<sup>レ</sup>拜。凡諸臣亦莫<sup>レ</sup>拜<sup>二</sup>卑母<sup>一</sup>」<sup>(43)</sup>の史料と、同年五月に吉野盟約記事を根拠に、鷗野讚良が皇后の地位を明確できたのは、草壁皇子を皇太子に定めた天武八年のことだと指摘している。このことから、皇女(内親王)を皇后とし、天皇のキサキに序列化する動きは、天武八年に萌芽したものと考えられる。鷗野讚良の立后を契機に、皇位継承順位を定める目的で、皇女(内親王)を最上位の「皇后」とする序列が形成され、皇后は「然<sup>レ</sup>今如<sup>二</sup>一母同産<sup>一</sup>慈之」とあるように皇位継承者たちの母であることが強調されたのではないだろうか。

### 『古事記』『日本書紀』の「ヒメ」

このことは、『日本書紀』の「ヒメ」の書き分けからも指摘できる。「ヒメ」は『古事記』では「比売」「毘売」「日女」と表記されるが、出自による明確な書き分けはなく、『古事記』に先行して成立したと考えられる「天寿国繡帳」では「ヒメ」は「比弥」のみである。これに対し、『古事記』以降の成立の『日本書紀』では「ヒメ」は「姫」と「媛」と書き分けがみられる。

時野谷滋氏は、この書き分けについて、「姫」は周の姓、「媛」は美女のことで「若干の例外を除けば、天神地祇および天皇の子ないし孫に対する美称として「姫」、自余を「媛」とする」「貴き」を「姫」、「自余」をば「媛」とする意識」と「姫」と「媛」の書き分けの尊卑を指摘している。

『日本書紀』の「ヒメ」の書き分けをみると、神代の「媛」は、菊理媛神（五段第十の一書で『古事記』になし）・稲田姫（八段本文、しかし八段一書第一・第二・第三の一書では稲田媛）・下照姫（亦名高姫、亦名稚国玉）（第九段本文、しかし九段一書第一では下照媛）などいくつかの例外を除き、天神地祇の神名は全て「姫」で統一され、神武即位以降は、例えば氣長足姫尊（神功皇后）のように五世王までの皇親は「姫」、氏族出身は「媛」を用いており、時野谷滋氏の指摘通り、明確な書き分けがある。

持統天皇の諡号も『統日本紀』の崩御後の火葬の記事では「大倭根子天之広野日女尊」とあるが、『日本書紀』では大宝三年（七〇三）「高天原広野姫天皇」とあり「日女」が「姫」と表記されている。『日本書紀』は養老四年（七二〇）、『統日本紀』は延暦一六年（七九一）の完成であるが、山田英雄氏は、一旦定められた持統の諡号が修正されていると指摘しており、当初は「日女」と漢字表記されたが、のちに「姫」に改められたものとしている。

こうした「ヒメ」の書き分けは、「ミコト」の書き分けとも共通しており、渡辺茂氏は『古事記』では「命」と表記する「ミコト」を、『日本書紀』では、尊卑によって「命」と「尊」に書き分けていることを指摘している。『日本書紀』には「号<sup>三</sup>国常立尊。〈至<sup>レ</sup>貴日尊。自余日命。並訓<sup>三</sup>美拳等<sup>一</sup>也。下皆倅<sup>レ</sup>此。〉」<sup>(49)</sup>とあり、「ヒメ」の書き分けと共に『日本書紀』に通底する編纂方針といえよう。

また『古事記』では、君主号が「天皇」なのに対して、正妻は「適后」「大后」「皇后」と対の表記になっておらず、子は男女とも「王」の表記である。一方『日本書紀』の君主号は「天皇」、キサキは正妻が「皇后」、生母が「皇太后」と「皇太夫人」に分かれ、子は皇嗣の「皇太子」、それ以外の「皇子」「皇女」に書き分けられ、孫は「王」「姫王」<sup>(51)</sup>と男女

の書き分けがある。これは、王権内部の序列の決定を『日本書紀』に反映させたものと考えられ、律令の規定に従った書き分けであったと指摘できる。伝承されたキサキを出自によって書き分けることで、過去に遡って女性の出自を序列化し、皇位継承の順位や皇親の範囲を定めることで皇位継承の正当性を創出したものと考えられる。

しかしながら、書き分けが徹底されているのは『日本書紀』のみで、七二三年に編纂命令のあった風土記には「息長帯比売天皇（※紀では気長足姫尊）」・「倭健天皇（※紀では日本武尊）」・「橘皇后（※紀では弟橘媛、記では弟橘比売命）」と、記紀にみえる歴代天皇・皇后と必ずしも一致しない。現存する風土記のうち『出雲国風土記』（七三三年）のみ成立年代が伝えられるが、成立年代の伝わらない風土記について瀧音能之氏は「天皇」「皇后」の称号に着目して成立年代を検討しているが、この点に注目すれば、もともと天皇や皇后の伝承は、地域の墓の被葬者の伝承と結びつき、各地に展開していたといえよう。その伝承を『日本書紀』で統一することで、出自に尊卑を設け君臣や都雛を序列化し、王権の強化と皇位継承の正当性の獲得するねらいがあったと意義づけられる。しかし高市皇子の薨去記事に「後皇子尊」<sup>(53)</sup>とあることから、草壁皇子没後に後継者として重視されていたのは高市で、母の尊卑による継承順位の序列化は、持統晩年の段階でも不徹底であった。

### まとめ

以上、後宮職員令の妃・夫人・嬪条の出自規定と『日本書紀』に登場する皇后を『古事記』の太后や、天寿国繡帳から比較して検討してきた。その結果、令制以前の天皇（大王）キサキは、生前は厳密に身分が序列化されず、皇女よりも氏族出身のキサキが上位にいることも起こっていたと考えられる。キサキの序列化は、草壁皇子が立太子した天武八年（六七九）頃より進められたと考えられるが、この時に定められた八色の姓による身分秩序によって、皇親と真人以下の臣下

の区分が明確化し、キサキも出自によって皇親と氏族に分化したものと考えられる。天皇系譜に連なる伝承をもつ氏族を真人として皇親と区別する基準が「五世王」であった。

こうした尊卑によって『日本書紀』では「ヒメ」が、皇親出身の「姫」と、氏族出身の「媛」に書き分けられ、皇女の立后は、古くからの「伝統」と認識されるに至った。こうした皇統の尊卑の意識は、『日本書紀』の完成後の七二四年には聖武生母の藤原宮子の「皇太夫人」尊号事件契機に貴族層に深く認識されたものと考えられる。藤原光明子は安宿媛という名であったが、光明子自身「藤三娘」と自著するように、立后後に「安宿媛」と名のすることはなかったらしい。

藤原光明子の立后以降は、光仁皇后の井上内親王は廢后となり、また桓武妃の酒人内親王は、皇后となった藤原乙牟漏の次位となり、内親王が必ずしも皇后となつてはいない。また承和の変後、淳和皇后・正子内親王所生の恒貞親王が皇太子を廢され、仁明女御の藤原順子が所生子恒貞親王の即位によって女御から皇太夫人となつており、後宮職員令妃条で想定された内親王を皇后とする意図が、令制後、定着することはなかった。後宮制度やキサキを序列化する皇后制は、急激な東アジアの国家統一のなかで中国を模倣する形で成立させるが、当初より運用に成功せず平安初期にはその意図自体が無実化したものとみられる。

これは奈良時代に、律令によって皇后を中心とする中国的な後宮制度自体が成立しなかったことと関連しており、後宮は平安京遷都以降に、内裏に殿舎を整える形で再整備されていったと考えられるがこの点については今後の展望としてい。

## 註

(1) 寺西貞弘「鷗野皇女と吉野の盟約」(横田健一先生古稀記念会編『日本書紀研究一五 政治・制度篇』塙書房、一九八七年)。

- (2) 熊谷公男「木簡に記された「天皇」と「皇子」(『日本の歴史〇三 大王から天皇へ』講談社、二〇〇一年)。平川南「王」「大王」から「天皇」、「倭」から「日本」(『日本の歴史一 日本の原像』小学館、二〇〇八年)。原朋志「大后と三后」(『続日本紀研究』三五七、二〇〇五年)。
- (3) 『令義解』後宮職員令妃・夫人・嬪条(新訂増補国史大系本、以下同)。また律令の条文の解釈については、日本思想大系『律令』(岩波書店、一九七七年)を参照した。
- (4) 家永三郎「上宮聖徳法王帝説」(日本思想大系『聖徳太子集』岩波書店、一九七五年、初出一九五三年)。沖森卓也、佐藤信、矢嶋泉「上宮聖徳法王定説―注釈と研究」吉川廣文館、二〇〇五年。
- (5) 『令義解』公式令平出条。
- (6) 中国では「后」は元來天子の妻。秦漢以降「皇后」となり、「后」は王の妻をさすようになる。「大后」は「后」の尊称。新羅の君主の妻も「大后」を称す。東野治之「大王号の成立と天皇号」(『日本古代金石文の研究』岩波書店、二〇〇四年) 初出一九八〇年。山崎かおり「上代日本における「大后」の語義」(『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』一〇、二〇一〇年)。
- (7) 『令義解』後宮職員令妃・夫人・嬪条。
- (8) 『令義解』官位令一品条、『令義解』官位令正一位条、『令義解』衣服令内親王礼服条、『令義解』衣服令女王条。
- (9) 岸俊男「光明立后の史的意義―古代における皇后の地位―」(『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年)。
- (10) 牧野巽「殿における同姓不娶制存否の問題」(『牧野巽著作集 第一巻』御茶ノ水書房、一九七九年) 初出一九三四年。尾形勇「中国の姓氏」(井上光貞(他)編、東アジア世界における日本古代史講座一〇『東アジア世界における社会と習俗』學生社、一九八四年)。坂元真一「東アジアにおける同姓不婚規範の軌跡」(伊藤亞人先生退職記念論文集編集委員会編『東アジアからの人類学 国家・開発・市民』風響社、二〇〇六年)。
- (11) 岸俊男「光明立后の史的意義―古代における皇后の地位―」(『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年)。
- (12) 後宮職員令妃条の「四品以上」とあるが、品は女性では内親王の位階であることが『令義解』衣服令内親王礼服条に規定がある。
- (13) 正倉院宝物『楽毅論』奥の軸付に天平十六年(七四四)十月三日とある。
- (14) 『続日本紀』天平元年八月戊辰条(新日本古典文学大系本、以下同)。
- (15) 『続日本紀』天平元年八月壬午条。

- (16) 拙稿「八世紀の皇后像とその地位」(『駒沢史学』五七、二〇〇一年)。
- (17) 『続日本紀』天平元年二月条。
- (18) 前掲書 註(11)。
- (19) 『続日本紀』天平元年八月壬午条。
- (20) 新川登亀男「山上憶良と新「日本」の都市民」(『日本古代史を生きた人々』大修館、二〇〇七年)。
- (21) 三浦祐之氏は、序は「弘仁私記序」が成立する弘仁十年(八一九)頃に多氏によって加筆されたとする。三浦祐之「偽造された古事記「序」」(『古事記のひみつ―歴史書の成立―』吉川弘文館、二〇〇七年)。
- (22) 矢島泉『古事記の歴史意識』吉川弘文館、二〇〇八年。
- (23) 青木和夫『白鳳・天平の時代』吉川弘文館、二〇〇三年。
- (24) 林陸郎『人物叢書 光明皇后』吉川弘文館、一九八六年。
- (25) 吉田晶『古代国家の形成』(『岩波講座 日本歴史 二』岩波書店、一九七五年)。
- (26) 倉塚暉子「兄と妹の物語」『巫女の文化』平凡社、一九七九年。同『古代の女』平凡社、一九八六年。
- (27) 小林茂夫「妹の力・婚姻・子ども」(『周縁の古代史』有精堂、一九九四年)。
- (28) 梅村恵子「皇女の結婚」(『家族の古代史』恋愛・結婚・子育て―)吉川弘文館、二〇〇七年)。
- (29) 義江明子「古代女帝論の転換とその背景」(『人民の歴史学』一六五、二〇〇五年)。同「古代女帝論の過去と現在」(『王権を考える七ジェンダーと差別』岩波書店、二〇〇二年)。
- (30) 仁藤敦史『女帝の世紀』(角川撰書、二〇〇六年) 二三頁。
- (31) 仁藤敦史「古代女帝の成立―大后と皇祖母―」(『国立歴史民俗博物館研究報』一〇八、二〇〇三年)。義江明子「「娶生」系譜にみる双方的親族関係―「天寿国繡帳銘」系譜―」(『日本古代系譜様式論』吉川弘文館、二〇〇〇年) 初出、一九八九年。
- (32) 『日本書紀』仁徳天皇二八年正月戊寅条。
- (33) 『日本書紀』敏達天皇四年正月甲子条。
- (34) 『古事記』下巻 仁徳天皇段。
- (35) 『古事記』下巻 敏達天皇段。

(36) 現存の天寿国繡帳の文字はほとんどが欠損するが、上宮聖徳法王説によって四〇一字の銘文が伝えられる。銘文は亀に四文字ずつ刺繡されたと考えられることから、伝来する銘文には一文字の衍字が含まれていたが、飯田瑞穂氏の検討から、現在では四〇〇文字の全文が明らかにされている。飯田瑞穂「天寿国繡帳銘の復原について」(『中央大学文学部紀要』四一、一九六六年)。以下、天寿国繡帳銘文は飯田氏の復元による。

- (37) 『日本書紀』推古天皇二十年二月庚午条。
- (38) 『聖徳太子平氏伝雜勘文』所引『上宮記』逸文「上宮太子御子孫竝后等事」。
- (39) 『古事記』中卷 神武天皇段。拙稿「日本古代の「適后」―スセリビメの婚姻譚を中心に」(『古代文化研究』二五、二〇一七年)。
- (40) 『古事記』下卷 安康天皇段。
- (41) 『日本書紀』天武天皇二年二月癸未条。青木和夫「日本書紀考証三題」(『日本律令国家論攷』一九九二年、初出一九六二年)。
- (42) 寺西貞弘「鷗野皇女と吉野の盟約」(横田健一先生古稀記念会編『日本書紀研究一五 政治・制度篇』塙書房、一九八七年)。
- (43) 『日本書紀』天武天皇八年正月戊子条。
- (44) 『日本書紀』天武天皇八年五月乙酉条。
- (45) 時野谷滋『日本書紀』の用字三題「姫と媛と彦」(『藝林』五三(一)、二〇〇四年)。
- (46) 『続日本紀』大宝三年十二月十七日条。
- (47) 『日本書紀』持統天皇即位前紀。
- (48) 山田英雄「古代天皇の諡について」(『日本古代史攷』岩波書店、一九八七年) 初出一九七三年。
- (49) 『日本書紀』神代上、第一段。
- (50) 渡辺茂「尊」「命」「王」(肥後先生古記記念論文刊行会『日本文化史研究』弘文堂、一九六九年)。
- (51) 直木孝次郎「称号」「姫王」について(『額田王』吉川弘文館、二〇〇七年)。
- (52) 瀧音能之「風土記と天皇号」瀧音能之編『律令国家の展開過程』名著出版、一九九一年)。
- (53) 『日本書紀』持統十年七月庚戌条。
- (54) 前掲註(30)。